

公益社団法人 石川県浄化槽協会入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県浄化槽協会（以下「この法人」という。）の定款第6条、第7条及び第8条に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手順)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届に提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期に関する細則は、定款第7条により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告手続きについては、会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 個人正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規定を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス

(3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・FAX・メールアドレス

(4) 最終学歴、主要職歴

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

2 団体(法人)正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、(上記1と同じ)」

(2) 団体(法人)名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス

(3) 代表者名、役職

(4) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス)

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

公益社団法人 石川県浄化槽協会入会審査基準

公益社団法人石川県浄化槽協会入会及び退会規程第2条第2項に規定する、入会審査基準を次のとおりとする。

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条第1号ロからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しない。

□参考 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの
- ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれら

の税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）